破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第８８号
茨城県常総市新石下1339番地
破産者　塚本　利夫
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１２９９号
名古屋市瑞穂区亀城町２―10―２　雁道ビル101（従前の住所）名古屋市西区中沼町184番地の４、住民票上の住所名古屋市西区城町93番地の２
破産者　大島　康広
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５８号
兵庫県豊岡市九日市中町30番地の１
破産者　渡邉隆一郎
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第８８号
松江市一の谷町８番８号　コーポＮＢⅡ205号、破産手続開始決定時の住所松江市東津田町2168番地562
破産者　井上　健二
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７３号
北海道苫小牧市豊川町４丁目14番20号リゾートハイム206、前住所北海道登別市登別本町１丁目８番地２
破産者　白田　明義
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第９１号
北海道室蘭市栄町１丁目７番３号
破産者　進藤　隆雄
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１２５３号
埼玉県越谷市越ヶ谷１丁目10番25号　セントヴィレッジ越谷203号、開始決定時の住所横浜市金沢区瀬戸５番２―411号
破産者　重田　　力
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４３８号
埼玉県新座市畑中２丁目16番33号　ロイヤルハウスＡＤ102号室、開始決定時の住所横浜市栄区小菅ケ谷２丁目７番39―205号
破産者　高橋　正樹
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９７６号
神奈川県藤沢市高倉2155番地　アベイル105
破産者　田口　美緒
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０１１号
神奈川県高座郡寒川町大曲１―11―18、住民票上の住所神奈川県平塚市平塚３丁目18番１―203号　平塚第５ダイヤモンドマンション
破産者　山田　智彦
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３８６号
神奈川県藤沢市本鵠沼２丁目４番23―12号
破産者　根本　英之
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７９１号
川崎市多摩区中野島２丁目１番17号　ソレーユⅠ　301
破産者　米谷　久美（旧姓髙野）
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７９３号
川崎市多摩区菅仙谷１丁目10番４号　アカネハイツ103
破産者　高松　　稔
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２７号
長野県岡谷市山手町１丁目16番36号
破産者　大島　弘人
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第４１８号
京都市西京区大枝北福西町４丁目１番地１９棟306号
破産者　ピカソこと　徳山　松雄
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７６２号
京都市西京区大枝西新林町１丁目11番地の16
破産者　安藤　　壯
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１９５号
長崎県長崎市梁川町８番23号
破産者　山田　英子（旧姓江上）
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係